

平成 2 3 年 第 3 回 御代田町 議会 定例会 議事日程 (第 4 号)

平成 2 3 年 9 月 1 2 日

議案、請願に対する審査報告、表決

- 日程第 1 議案第 6 9 号 御代田町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を制定する
条例案について
- 日程第 2 議案第 7 0 号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第 7 1 号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例を制定す
る条例案について
- 日程第 4 議案第 7 2 号 御代田町営水道委員会条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 7 3 号 平成 2 2 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 7 4 号 平成 2 2 年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 7 議案第 7 5 号 平成 2 2 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 8 議案第 7 6 号 平成 2 2 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 7 7 号 平成 2 2 年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 1 0 議案第 7 8 号 平成 2 2 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 1 1 議案第 7 9 号 平成 2 2 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 1 2 議案第 8 0 号 平成 2 2 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 8 1 号 平成 2 2 年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 1 4 議案第 8 2 号 平成 2 2 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳

出決算の認定について

- 日程第 1 5 議案第 8 3 号 平成 2 2 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 議案第 8 4 号 平成 2 2 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 議案第 8 5 号 平成 2 2 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 議案第 8 6 号 平成 2 3 年度御代田町一般会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 1 9 議案第 8 7 号 平成 2 3 年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 2 0 議案第 8 8 号 平成 2 3 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 2 1 議案第 8 9 号 平成 2 3 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 2 2 議案第 9 0 号 平成 2 3 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 2 3 議案第 9 1 号 平成 2 3 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 2 4 議案第 9 2 号 平成 2 3 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 2 5 議案第 9 3 号 平成 2 3 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 2 6 議案第 9 4 号 平成 2 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 2 7 請願第 7 号 郵政改革法案の速やかな成立を求める請願
- 日程第 2 8 閉会中の継続審査について
- 日程第 2 9 発議第 1 号 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による町長の専決処分指定事項について

議案上程

- 日程第 3 0 意見案第 1 2 号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書案について
- 日程第 3 1 意見案第 1 3 号 原子力から安全で再生可能な自然エネルギーへの政策転換
を求める意見書案について

追加議事日程

- 追加日程第 1 議長辞職の件について
- 追加日程第 2 議長選挙
- 追加日程第 3 副議長選挙

議会人事

- 日程第 3 2 常任委員会の委員の選任
- 日程第 3 3 議会運営委員会の委員の選任
- 日程第 3 4 廃棄物対策特別委員会の委員の選任
- 日程第 3 5 議会において選挙すべき一部事務組合等の議員の選挙
- 日程第 3 6 各種委員会、協議会、審議会等の委員の選任

追加議事日程

- 追加日程第 4 議席の一部変更の件について
- 追加日程第 5 議案第 9 5 号 監査委員の選任について
- 追加日程第 6 議案第 9 6 号 平成 2 3 年度コンバイン・石拔機等購入契約について

平成 2 3 年 第 3 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 3 年 9 月 1 2 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 3 年 9 月 2 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 3 年 9 月 1 2 日	午後 0 時 0 0 分

第 4 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 3 年 9 月 1 2 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 3 年 9 月 1 2 日	午後 0 時 0 0 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	1 0	笹 沢 武	出 席
4	茂 木 勲	出 席	1 1	市 村 千 恵 子	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	1 3	内 堀 恵 人	出 席
6	東 口 重 信	出 席	1 4	柳 澤 治	出 席
7	古 越 日 里	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	1 1 番 市 村 千 恵 子
	1 3 番 内 堀 恵 人

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	教 育 長	高 山 佐 喜 男
総 務 課 長	荻 原 眞 一	会 計 管 理 者	重 田 重 嘉
税 務 課 長	山 本 邦 重	企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦
町 民 課 長	尾 台 清 注	教 育 次 長	荻 原 正
産 業 経 済 課 長	清 水 成 信	保 健 福 祉 課 長	土 屋 和 明
消 防 課 長	重 田 勝 彦	建 設 課 長	荻 原 浩
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 3 回 定例会 会議録

平成 23 年 9 月 12 日 (月)

開 議 午前 10 時 00 分

○議長 (柳澤 治君) 改めまして、おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

委員長報告に入る前に、場内大変蒸し暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

これより、委員長報告を求めます。

去る 9 月 2 日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案について、日程に従いまして各常任委員長から報告を願います。

――― 日程第 1 議案第 69 号 御代田町定住自立圏形成協定の議決に

関する条例を制定する条例案について―――

――― 日程第 2 議案第 70 号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案

について―――

――― 日程第 3 議案第 71 号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に

関する条例を制定する条例案について―――

○議長 (柳澤 治君) 日程第 1 議案第 69 号 御代田町定住自立圏形成協定の議決に

関する条例を制定する条例案について、日程第 2 議案第 70 号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案について、日程第 3 議案第 71 号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例を制定する条例案について、委員長の報告を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長（笹沢 武君）

平成23年9月12日

御代田町議会議長 柳澤 治様

総務福祉文教常任委員長 笹沢 武

委員会審査報告書

議案第69号 御代田町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を制定する条例案について

議案第70号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案について

議案第71号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例を制定する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長（柳澤 治君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました、議案第69号から議案第71号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第69号から議案第71号については討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第69号 御代田町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を制定する条例案について、議案第70号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案について、議案第71号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例を制定する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第4 議案第72号 御代田町営水道委員会条例の一部を

改正する条例案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第4 議案第72号 御代田町営水道委員会条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君） 2ページをお開きください。

平成23年9月12日

御代田町議会議長 柳澤 治様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

委員会審査報告書

議案第72号 御代田町営水道委員会条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長（柳澤 治君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第72号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第72号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第72号 御代田町営水道委員会条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―― 日程第5 議案第73号 平成22年度御代田町一般会計

歳入歳出決算の認定について――

○議長(柳澤 治君) 日程第5 議案第73号 平成22年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(笹沢 武君) 1ページにお戻りください。

平成23年9月12日

御代田町議会議長 柳澤 治様

総務福祉文教常任委員長 笹沢 武

委員会審査報告書

議案第73号 平成22年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について

(総務福祉文教常任委員会付託分)

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長(柳澤 治君) ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告をお願いします。

○町民建設経済常任委員長(古越 弘君) なし。

○議長(柳澤 治君) 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました、議案第73号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第73号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第73号 平成22年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決しました。

- ――日程第6 議案第74号 平成22年度御代田町御代田財産区特別会計
歳入歳出決算の認定について――
- ――日程第7 議案第75号 平成22年度御代田町小沼地区財産管理
特別会計歳入歳出決算の認定について――
- ――日程第8 議案第76号 平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定
特別会計歳入歳出決算の認定について――
- ――日程第9 議案第77号 平成22年度御代田町老人保健医療
特別会計歳入歳出決算の認定について――
- ――日程第10 議案第78号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計歳入歳出決算の認定について――
- ――日程第11 議案第79号 平成22年度御代田町後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（柳澤 治君） 日程第6 議案第74号 平成22年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7 議案第75号 平成22年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8 議案第76号 平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9 議案第77号 平成22年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10 議案第78号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11 議案第79号 平成22年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（笹沢 武君）

平成23年9月12日

御代田町議会議長 柳澤 治様

総務福祉文教常任委員長 笹沢 武

委員会審査報告書

議案第74号 平成22年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第75号 平成22年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第76号 平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第77号 平成22年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第78号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第79号 平成22年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定

しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長（柳澤 治君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第74号から、議案第79号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第74号から議案第79号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第74号 平成22年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号 平成22年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第76号 平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第77号 平成22年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第78号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第79号 平成22年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第12 議案第80号 平成22年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

- ――日程第13 議案第81号 平成22年度御代田町簡易水道事業
特別会計歳入歳出決算の認定について――
- ――日程第14 議案第82号 平成22年度御代田町小沼地区簡易水道事業
特別会計歳入歳出決算の認定について――
- ――日程第15 議案第83号 平成22年度御代田町公共下水道事業
特別会計歳入歳出決算の認定について――
- ――日程第16 議案第84号 平成22年度御代田町農業集落排水事業
特別会計歳入歳出決算の認定について――
- ――日程第17 議案第85号 平成22年度御代田町個別排水処理施設
整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（柳澤 治君） 日程第12 議案第80号 平成22年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13 議案第81号 平成22年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14 議案第82号 平成22年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15 議案第83号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16 議案第84号 平成22年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17 議案第85号 平成22年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君） 2ページをお開きください。

平成23年9月12日

御代田町議会議長 柳澤 治様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

委員会審査報告書

議案第80号 平成22年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第81号 平成22年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 2 号 平成 2 2 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 3 号 平成 2 2 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 4 号 平成 2 2 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 5 号 平成 2 2 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により、報告します。

○議長（柳澤 治君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました、議案第 8 0 号から議案第 8 5 号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 0 号から議案第 8 5 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 8 0 号 平成 2 2 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 8 1 号 平成 2 2 年度御代田町簡易水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第82号 平成22年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第83号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第84号 平成22年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第85号 平成22年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第18 議案第86号 平成23年度御代田町一般会計補正予算案

について――

○議長（柳澤 治君） 日程第18 議案第86号 平成23年度御代田町一般会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（笹沢 武君） 1ページをご覧ください。

平成23年9月12日

御代田町議会議長 柳澤 治様

総務福祉文教常任委員長 笹沢 武

委員会審査報告書

議案第86号 平成23年度御代田町一般会計補正予算案（第3号）について

（総務福祉文教常任委員会付託分）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長（柳澤 治君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告を願います。

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君） なし。

○議長（柳澤 治君） 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました、議案第86号についてを議題と

いたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 86 号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第 86 号 平成 23 年度御代田町一般会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- ―― 日程第 19 議案第 87 号 平成 23 年度御代田町御代田財産区
特別会計補正予算案について――
- ―― 日程第 20 議案第 88 号 平成 23 年度御代田町小沼地区財産管理
特別会計補正予算案について――
- ―― 日程第 21 議案第 89 号 平成 23 年度御代田町国民健康保険
事業勘定特別会計補正予算案について――
- ―― 日程第 22 議案第 90 号 平成 23 年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計補正予算案について――
- ―― 日程第 23 議案第 91 号 平成 23 年度御代田町後期高齢者医療
特別会計補正予算案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第 19 議案第 87 号 平成 23 年度御代田町御代田財産区
特別会計補正予算案について、日程第 20 議案第 88 号 平成 23 年度御代田町

小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、日程第 2 1 議案第 8 9 号 平成 2 3 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、日程第 2 2 議案第 9 0 号 平成 2 3 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、日程第 2 3 議案第 9 1 号 平成 2 3 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

笹沢 武 総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長 (笹沢 武君) 1 ページをご覧ください。

平成 2 3 年 9 月 1 2 日

御代田町議会議長 柳澤 治様

総務福祉文教常任委員長 笹沢 武

委員会審査報告書

議案第 8 7 号 平成 2 3 年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案 (第 1 号) について

議案第 8 8 号 平成 2 3 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案 (第 1 号) について

議案第 8 9 号 平成 2 3 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案 (第 2 号) について

議案第 9 0 号 平成 2 3 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案 (第 1 号) について

議案第 9 1 号 平成 2 3 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案 (第 1 号) について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により、報告します。

○議長 (柳澤 治君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第 8 7 号から議案第 9 1 号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 87 号から議案第 91 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第 87 号 平成 23 年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案について、議案第 88 号 平成 23 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、議案第 89 号 平成 23 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、議案第 90 号 平成 23 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、議案第 91 号 平成 23 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

――― 日程第 24 議案第 92 号 平成 23 年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案について―――

――― 日程第 25 議案第 93 号 平成 23 年度御代田町小沼地区

簡易水道事業特別会計補正予算案について―――

――― 日程第 26 議案第 94 号 平成 23 年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第 24 議案第 92 号 平成 23 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、日程第 25 議案第 93 号 平成 23 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、日程第 26 議案第 94 号平成 23 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(古越 弘君) 2ページをお開きください。

平成23年9月12日

御代田町議会議長 柳澤 治様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

委員会審査報告書

議案第92号 平成23年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案(第2号)について

議案第93号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案(第2号)について

議案第94号 平成23年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第2号)について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長(柳澤 治君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました、議案第92号から議案第94号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第92号から議案第94号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第92号 平成23年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案
について、議案第93号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補
正予算案について、議案第94号 平成23年度御代田町公共下水道事業特別会計
補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第27 請願第7号 郵政改革法案の速やかな成立を求める請願

について――

○議長(柳澤 治君) 日程第27 請願第7号 郵政改革法案の速やかな成立を求める
請願についての審査報告を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(笹沢 武君) 3ページをご覧ください。

請願審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件 名 請願第7号 郵政改革法案の速やかな成立を求める請願

(9月2日の議会において付託)

意見書を提出すべきである。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、
以上報告します。

平成23年9月12日

御代田町議会議長 柳澤 治様

総務福祉文教常任委員長 笹沢 武

○議長(柳澤 治君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました請願第7号を議題とい
たします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

市村千恵子議員。

(1 1 番 市村千恵子君 登壇)

○ 1 1 番 (市村千恵子君) 議席番号 1 1 番、市村千恵子です。

私は、日本共産党を代表して、請願第 7 号 郵政改革法案の速やかな成立を求める請願に対して、反対の立場から討論を行います。

自公政権が構造改革の本丸としてごり押しした郵政民営化は、国民サービスの後退で破綻が明白になっています。郵貯カード事業との連携で、巨額の利益を上げたのは、三井住友グループであり、かんぽの宿など、郵政資産を叩き売りで、濡れ手で粟の大儲けをしたのは、官から民への改革の旗振り役であった、会長を務めるオリックスグループでありました。国民共有の財産を食い物にした新たな利権と腐敗が、次々と明らかになったのは、周知のとおりです。

会社化によって、効率よく利潤追及ではなく、公共福祉の増進を目的に、郵政事業の再生を目指さなければなりません。ところが、国民の利益に支障が生じないようにするという政府の約束が、完全に踏みにじられていることです。簡易郵便局の閉鎖、A T M現金自動預払機の撤去、手数料の引き上げ、時間外窓口の閉鎖、集配局の統廃合など、住民の命綱となってきたサービスの後退は深刻です。

この郵政改革法案の速やかな成立を求めることに反対の、この郵政法案に対する第 1 の理由であります。小泉内閣の郵政民営化法によって廃止された金融のユニバーサルサービス、郵貯、かんぽの全国一律サービス義務を回復し、補償するものに、この郵政改革法案がなっていないことです。法案では、郵政持ち株会社、郵便事業会社等郵便局会社を統合した、新日本郵政株式会社に金融の全国一律を課すとしていますが、新日本郵政株式会社も、郵便局に金融サービスを提供する郵貯銀行も、かんぽ生命も、利潤追及の株式会社であります。しかも、郵貯銀行、かんぽ生命は、銀行法・保険業法上の民間会社であり、全国一律サービスの義務づけを株式会社に義務づけるという制度設計には、根本的な矛盾があります。

加えて、新日本郵政株式会社が保有する金融 2 社の株式は、3 分の 1 超に過ぎず、全国一律サービス義務に基づく経営方針を金融 2 社に徹底することもできません。これでは、金融のユニバーサルサービスの補償を求める国民の声に応えることはできず、民営化の見直しの名に値しないと断ぜざるを得ません。

第 2 の理由は、郵貯銀行の預入限度額の引き上げ、新規事業の拡大で、地域金融、地域経済に混乱を及ぼす懸念があることです。法案が成立し、限度額が引き上げられ、新規業務が拡大すれば、郵政グループは中・小地域金融機関の潜在的脅威から現実的脅威に転換し、地域金融、地域経済の大きな波瀾要因となることは避けられません。金融 2 社には、国民の求める全国一律サービス義務を免除する一方で、政府出資など民間にはない有利な条件の下で金融業務を解禁しようというのが、この法案であります。郵政グループの利益拡大のために、その一部を手直ししただけの国民不在の見直し法案であります。

私たち日本共産党は、根本的見直しの方向について、1. 郵便貯金と簡易生命保険のユニバーサル全国一律義務の復活、2. 4 分社化を見直して 1 社体制に戻す、3. 利潤追及ではなく、公共の福祉の更なる増進のために効率的な活用をすることを経営の目的にする公的事業体の、3 つの基本点を提起しているところです。これに加えて、郵便の規制緩和に対する見直しも急務であります。小泉内閣の下で進められた郵便市場の規制緩和によって、儲かる都市部へのメール便のいいとこ取り参入が進み、郵便市場は限界を超えたコスト競争にさらされたのであります。この結果、郵便事業と民間宅配事業者の双方に、非正規雇用が拡大し、郵政グループは 20 万人を超える日本最大の非正規雇用を抱える事業体となりました。まさに貧困と格差を拡大した小泉構造改革の象徴であります。郵便のユニバーサルサービスの維持、非正規雇用から正社員化への転換のためにも、郵便市場の規制緩和の見直しが不可欠ですが、今回のこの法案には、この視点が全く欠落しています。

よって、郵政グループの利益のための見直しではなく、国民のための見直しを求めて、反対討論を終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第 7 号を採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、採決いたします。

委員長報告は、請願第7号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、請願第7号 郵政改革法案の速やかな成立を求める請願については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第28 閉会中の継続審査について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第28 閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務福祉文教常任委員長から、ただいま委員会において審査中の請願について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました請求のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。事務局長に朗読させます。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長(荻原謙一君) 4ページをお開きください。

平成23年9月12日

御代田町議会議長 柳澤 治様

総務福祉文教常任委員長 笹沢 武

閉会中の継続審査について(請求)

請願第6号 消費税増税に反対する請願については、9月12日(本定例会)までに報告すべきところ、会期中に委員会の審査を終了することができないので、閉会中も継続審査を行い、次の議会に報告することにしたいから、会議規則第75条の規定により、議会の議決を経るようお取り計らい願います。

記

1. 閉会中継続審査を必要とする理由

消費税増税については、国においては十分な論議がされておらず、今後の動向を注視し更に調査・研究をするため、継続審査とする。

○議長（柳澤 治君） お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、請願第6号 消費税増税に反対する請願については、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、委員長から申し出のとおり、請願第6号 消費税増税に反対する請願については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

―――日程第29 発議第1号 地方自治法第180条第1項の規定による

町長の専決処分指定事項について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第29 発議第1号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項についてを議題といたします。

発議案の朗読をいたします。

荻原謙一議会事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） 5ページをお開きください。

発議第1号 地方自治法第180条第1項の規定による、町長の専決処分指定事項について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決することができる事項を、下記のとおり指定する。

記

1. 1件100万円以内の損害賠償の額を定め、和解すること。
2. 1件100万円以内の賠償額について、予算を補正すること。
3. 議会の議決を経た契約について、当該議決にかかわる契約金額をその100分の10を超えない範囲（当該金額が500万円を超える場合にあっては、500万円以内）で変更すること、及びその他契約内容の軽微な変更に関すること。

附則 この議決は平成23年9月12日から効力を生ずる。

平成23年9月12日

御代田町議会議長 柳澤 治様

提出者 御代田町議会議員 市村千恵子

賛成者 御代田町議会議員 武井 武

御代田町議会議員 古越 日里

○議長（柳澤 治君） 本案について、趣旨説明を求めます。

市村千恵子議会運営委員長。

（議会運営委員長 市村千恵子君 登壇）

○議会運営委員長（市村千恵子君） 発議第1号の提案説明を申し上げます。

現下社会情勢の中におきまして、公務中の災害、事故等の発生する可能性が常に介在しております。公用車の運転時における事故や、行政の管理する公の施設等において起こる事故につきましては、その多くが行政責任を追及されることはご承知のとおりです。しかしながら、地方自治法第96条第1項第12号、第13号の規定は、普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、金額の多少にかかわらず、義務に属する損害賠償につきましては、すべて議会の議決が必要となっております。これらの支出等につきましては、議会の慎重な審議に付さなければならないことは、私が申し上げるまでもございませんが、その反面、損害賠償額の決定、また、和解につきましては、被害者の早急な救済という面からも迅速な措置が要求されるわけであります。こうした観点から、1件100万円以内の損害賠償の額を定め和解すること、及び1件100万円以内の賠償額について予算を補正することにつきまして、町長が専決で処理できる事項とするものであります。

また、議会の議決を経た契約の変更につきましても、当該議決にかかわる契約金額を、その100分の10を超えない範囲（当該金額が500万円を超える場合にあっては、500万円以内）で変更すること、及びその他契約内容の軽微な変更に関することに限り、議会の権限を町長に委任することで、より円滑な事業執行を行うことができるという観点から、町長が専決で処理できる事項とすべく、議案を提案した次第であります。

なお、町長がこれらの件に関する専決処分を行ったとしても、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告しなければならないことは、言うまでもありません。また、この議案提案に際しましては、議会運営委員会にお諮りし、十分検討願ひ、賛成をいただいておりますことを付け加えさせていただきます。

よろしくご審査のほどをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、発議に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第1号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、発議第1号 地方自治法第180条第1項の規定による、町長の専決処分指定事項については、原案のとおり決しました。

―――日程第30 意見案第12号 郵政改革法案の速やかな成立を求める

意見書案について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第30 意見案第12号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長(荻原謙一君) 6ページをお開きください。

意見案第12号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書案について

上記意見案を御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成23年9月12日

御代田町議会議長 柳澤 治様

提出者 御代田町議会議員 笹沢 武

賛成者 御代田町議会議員 古越 日里
御代田町議会議員 池田健一郎
御代田町議会議員 東口 重信
御代田町議会議員 仁科 英一

7 ページをご覧ください。

郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書（案）

平成19年10月、郵政民営化法に基づき、郵便、郵便貯金、簡易保険の、いわゆる郵政三事業は、持ち株会社である日本郵便株式会社の下に、それぞれの事業を継承した3つの株式会社と三事業会社からの窓口業務等を受託する郵便局株式会社の形で民営化・分社化された。

当時、政府は郵政民営化について市場における経営の自由度の拡大を通じて、良質で多様なサービスを安い料金で提供することが可能になり、国民の利便性を最大限に向上させるとしており、国民もそれを期待し、支持した経過がある。

しかしながら、現状において、郵便局会社と郵便事業会社が別組織となったことにより、配達を行う郵便事業会社の社員が、貯金や保険を扱うことができなくなるなど、サービスの低下が指摘されている。こうしたことは、特に、公的交通機関の利便性が悪い地方の高齢者にとっては深刻な問題であり、郵政三事業のサービスを一体化するなど、経営形態の見直しが求められている。

また、以前は三事業の一体的経営で独立採算制の下、黒字経営されてきた郵便局を、税金を投入して維持しなくてはならない事態にもなりかねず、先に民営化された諸外国にもあったように、地方の郵便局が無くなっていくことも考えられる。

よって、国においては、国民にとってより良いサービスが提供できる郵便局ネットワークを再構築するため、現在、国会で継続審査となっている郵政改革法案を、速やかに成立させ、国民の期待に応えられるよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提 出 先

内 閣 総 理 大 臣 殿

衆 議 院 議 長 殿

参議院議長殿

総務大臣殿

郵政改革担当大臣殿

○議長（柳澤 治君） 本案について、趣旨説明を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（笹沢 武君） 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書案の趣旨説明を行います。

平成19年10月に、郵政民営化に基づき、郵政三事業は民営化・分社化されました。しかしながら、現状において、郵便局会社と郵便事業会社が別組織となったことにより、配達を行う郵便事業会社の社員が、貯金や保険を扱うことができなくなるなど、サービスの低下が指摘されています。特に、公的交通機関の利便性が悪い地方の高齢者にとっては深刻な問題であり、郵政三事業のサービスを一体化するなど、経営形態の見直しが求められています。

国民にとって、より良いサービスが提供できる郵便局ネットワークを再構築するため、現在、国会で継続審査となっている郵政改革法案を速やかに成立させ、国民の期待に応えるよう、本意見書を提出する次第です。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第12号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、意見案第12号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

――日程第31 意見案第13号 原子力から安全で再生可能な

自然エネルギーへの政策転換を求める意見書案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第31 意見案第13号 原子力から安全で再生可能な自然エネルギーへの政策転換を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長（荻原謙一君） 8ページをご覧ください。

意見案第13号 原子力から安全で再生可能な自然エネルギーへの政策転換を求める意見書案について

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成23年9月12日

御代田町議会議長 柳澤 治様

提出者 御代田町議会議員 市村千恵子

賛成者 御代田町議会議員 古越 日里

御代田町議会議員 武井 武

御代田町議会議員 小井土哲雄

9ページをご覧ください。

原子力から安全で再生可能な自然エネルギーへの政策転換を求める意見書（案）

東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故は、未だに収束の目処が立たず、今もって深刻な放射能汚染が続いており、国民の生活や仕事を奪うばかりか、生命をも脅かしています。

これは、近い将来、東海・東南海・南海地震などの大規模地震が予測されている日本において、原子力発電に依存することの危うさを露呈したものであり、今後の

原子力発電やエネルギー政策について、根源的な課題を投げかけました。よって、国においては、まず福島第一原子力発電所の事故対策を強化し、併せて、原子力に頼るエネルギー政策を根本的に転換し、安全で再生可能な自然エネルギーへの研究開発と普及を急速に進めていくよう、次の事項を要請いたします。

記

1. 福島第一原子力発電所事故の一刻も早い収束を図るとともに、被災者の健康・生活・就労について、政府としての責任を速やかに果たされたい。

2. 大気・土壌・食品等の放射線量をきめ細かく測定し、速やかに情報を公開するとともに、的確な対処方法を示すこと。特に子どもたちの被曝回避のための施策を急がれたい。

3. 福島第一原子力発電所の事故を教訓に、原子力発電に依存せず、安全で再生可能な自然エネルギーを軸としたエネルギー政策の転換を図られたい。

4. 国内すべての原子力発電施設を再点検することを踏まえ、今後は代替電力の供給体制を図りながら、安全性を確認できないもの、老朽化したものから段階的に廃止を図られたい。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提 出 先

内閣総理大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

経済産業大臣 殿

○議長（柳澤 治君） 本案について、趣旨説明を求めます。

市村千恵子議員。

（11番 市村千恵子君 登壇）

○11番（市村千恵子君） 原子力から安全で再生可能な自然エネルギーへの政策転換を求める意見書（案）について、趣旨説明を行います。

東日本大震災によって東京電力福島第一原子力発電所で起きた世界最悪レベルの事故は、未だに収束の目処が立たず、今もって深刻な放射能汚染が続いており、

国民の生活や仕事を奪うばかりか、計り知れない放射能の影響に、生命をも脅かしています。これは、近い将来、東海・東南海・南海地震などの大規模地震が予測されている日本において、原子力発電に依存することの危うさを露呈したものであり、今後の原子力発電に依存するエネルギー政策について、根源的な課題を投げかけました。

日本は世界でも有数の地震津波国であり、どこでも大地震に見舞われる危険がある中、全国に54基の原子力発電所が建設されており、多くの人々が強い不安を抱いています。今回の福島第一原子力発電所の事故を受けて実施された世論調査では、原子炉の廃炉を求める意見が8割を超えるなど、原子力発電に対する国民の不信感も強まっています。当町においても、放射能汚染の影響を心配する声も広がっています。

よって、国に対して、まず福島第一原子力発電所の事故対策の強化と、一日も早い収束を求め、併せて、原子力に頼るエネルギー政策を根本的に転換し、安全で再生可能な自然エネルギーの研究開発と復旧を急速に進めていくよう強く求め、意見書を提出する次第です。

どうか慎重にご審議のうえ、可決されますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第13号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決するに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、意見案第13号 原子力から安全で再生可能な自然エネルギーへの政策転換を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時06分)

(休憩)

(午前11時06分)

(内堀副議長に交代)

○副議長（内堀恵人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいま、柳澤 治議員から、議長の辞職願いが提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、議題といたします。

――追加日程第1 議長辞職の件について――

○副議長（内堀恵人君） 追加日程第1 議長辞職の件について。

ここで地方自治法第117条の規定により、柳澤 治議員の退場を求めます。

(柳澤 治議員 退場)

局長に辞職願いを朗読させます。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長（荻原謙一君）

辞職願い

御代田町議会副議長 内堀恵人様

私こと、この度、一身上の都合により、御代田町議会議長を辞職いたしたく、お願いいたします。

平成23年9月12日

○副議長（内堀恵人君） ただいま、朗読したとおりであります。

お諮りいたします。

柳澤 治議員の議長の辞職を、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、柳澤 治議員の議長の辞職を許可することに決しました。

その場で暫時休憩いたします。

（柳澤 治議員 入場）

会議を再開いたします。

ここで、柳澤 治議員より、発言を求められております。

この際、これを許可いたします。

柳澤 治議員。

（柳澤 治議員 登壇）

○14番（柳澤 治君） ひと言、ごあいさつを申し上げます。

一昨年9月、議長に就任して以来、2年間、今日まで各議員の皆さま方には温かいご理解とご協力を賜りまして、まことにありがとうございました。

また、町長を始め、理事者の皆さま並びに議会事務局の皆さま方のご協力、ご配慮を賜りましたこと、まことにありがとうございました。おかげさまで議員の議長の職責を大過なく果たすことができました。これからは、一議員としてまちづくりに励んでいきたいと思っております。

ここに、皆さま方に心から感謝と御礼を申し上げまして、辞任のあいさつといたします。

まことにありがとうございました。

○副議長（内堀恵人君） 柳澤議長には、2年間、大変ご苦労さまでした。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行います。

――追加日程第2 議長選挙――

○副議長（内堀恵人君） 追加日程第2 議長選挙。

(動議 市村千恵子議員)

市村千恵子議員。

(11番 市村千恵子君 登壇)

○11番（市村千恵子君） 動議を提出いたします。

議長選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によることを望みます。以上です。

○副議長（内堀恵人君） ただいま、市村千恵子議員から議長の選挙の方法について、指名推薦によることの動議が提出されました。

この動議は、2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

指名選挙による動議を、直ちに議題として採決いたします。

お諮りいたします。

この動議のとおり、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の選挙の方法は、指名推薦にすることに動議は可決されました。

(動議 市村千恵子議員)

市村千恵子議員。

(11番 市村千恵子君 登壇)

○11番（市村千恵子君） 動議を提出いたします。

指名の方法については、武井 武議員が指名することを望みます。以上です。

○副議長（内堀恵人君） ただいま、市村千恵子議員から指名の方法については武井 武議員が指名することの動議が提出されました。

この動議は、2人以上の賛成がありますので、成立します。

指名方法による動議を直ちに議題といたします。

武井 武議員。

(9 番 武井 武君 登壇)

○ 9 番 (武井 武君) 議席 9 番、武井であります。

指名をいたします。

議長に、今まで副議長でありました内堀恵人議員を適任者として議長に指名いたします。

○ 副議長 (内堀恵人君) お諮りいたします。

ただいま、武井 武議員が指名した内堀恵人を、議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」 と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、不肖私、内堀恵人が議長に当選しました。

―― 議長就任 あいさつ ―――

○ 議長 (内堀恵人君) ひと言、議長就任のごあいさつを申し上げます。

ただいまは、議員皆様のご推挙により、町議会の議長として重責を担うことになりました。まことに光栄であり、心から感謝を申し上げます。

本当にありがとうございます。

それと同時に、事の重大さを、今身体で感じているところであります。不肖な私でございますが、議会の皆様の応援をいただき、町行政のために誠心誠意努力する決意であります。よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

今、御代田町では、佐久市と軽井沢町、立科町と共同のごみ焼却施設の建設という、大きな問題に取り組んでおります。町民の皆さんはこの施設に対して何らかの不安を感じていると思います。町民の皆さんがこの施設を心から納得していただくにはどうすれば良いか、不安を取り除くにはどうすれば良いか、議会と町側と一体となり、心のこもった行政活動をしていかなければならないと私は思っております。この問題は、特によろしくお願いをしたいと思っております。

また、町側と議会は、立場は違います。行政とチェック側ではございますが、目的は同じであります。町の発展と町民が安心して暮らせるまちづくりであります。このことについて、全力を尽くしていきたいと思っております。議員の皆様のご

指導とご協力を切にお願い申し上げ、まことに簡単ではございますが、議長就任のあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

(拍手)

ただいま副議長の内堀恵人が議長に就任したことに伴い、自動的に副議長が欠員になりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として選挙を行います。

――追加日程第3 副議長の選挙――

○議長（内堀恵人君） 追加日程第3 副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、笹沢 武議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました笹沢 武議員を副議長の当選人と定めることに、ご

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました笹沢 武議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました笹沢 武議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選されました旨を告知いたします。

――副議長就任 あいさつ――

○議長（内堀恵人君） 当選されました笹沢 武議員、ごあいさつをお願いいたします。

笹沢 武議員。

(副議長 笹沢 武君 登壇)

○副議長（笹沢 武君） ただいま議長推薦を受けまして、副議長になりました笹沢 武でございます。

副議長の仕事は議長を助けて議会運営をスムーズにやっていくということだと思います。

町の課題といたしましては、お隣の町ほど大きな課題は持っておりませんが、まちづくり交付金事業、平成25年まで続きます。そして、中学校の建設は第3期工事で終息を迎えることになっております。一番大きな課題は焼却施設の問題だと思いますが、これは行政側、議会側、一緒になって佐久市との協議に入ることになっておりますので、一生懸命力を尽くしていきたいというふうに思っております。

先ほど、議長も申しておりましたけれども、議会側の仕事はチェック機能でございます。行政側とのコミュニケーションをきちっと図るためにも、チェック・アンド・バランスということを中心に、皆さまにご迷惑のかからないような十分な議会運営を、議長を助けながら、していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。以上です。

(拍手)

○議長（内堀恵人君） この際、暫時休憩いたします。

議員の皆さんは、議員控室の方へ集合してください。

(午前11時31分)

(休 憩)

(午前 11 時 36 分)

○議長（内堀恵人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

――― 日程第 32 常任委員会の委員の選任 ―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 32 常任委員会の委員の選任を行います。

各常任委員会の委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定によって、指名いたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

荻原謙一事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長（荻原謙一君） それでは、報告をいたします。

総務福祉文教委員会

柳澤 治 議員

市村千恵子 議員

笹沢 武 議員

古越 日里 議員

東口 重信 議員

池田健一郎 議員

仁科 英一 議員

町民建設経済委員会

内堀 恵人 議員

武井 武 議員

古越 弘 議員

茂木 勲 議員

小井土哲雄 議員

野元 三夫 議員

以上です。

○議長（内堀恵人君） お諮りいたします。

ただいま朗読いたしました議員を、各常任委員会の委員に指名いたしたいと思ひ

ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を、各常任委員会の委員に選任することに決しました。

―――日程第 3 3 議会運営委員会の委員の選任―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 3 3 議会運営委員会の委員の選任を行います。

議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定によって、指名いたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

荻原謙一事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長（荻原謙一君） それでは報告をいたします。

議会運営委員会

柳澤 治 議員

市村千恵子 議員

武井 武 議員

小井土哲雄 議員

以上です。

○議長（内堀恵人君） お諮りいたします。

ただいま朗読いたしました議員を、議会運営委員会の委員に指名いたしたいと思
います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を、議会運営委員会の委員に選任することに決しました。

――日程第34 廃棄物対策特別委員会の委員の選任――

○議長（内堀恵人君） 日程第34 廃棄物対策特別委員会の委員の選任を行います。

廃棄物対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、指名いたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

荻原謙一事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） それでは報告いたします。

廃棄物対策特別委員会

市村千恵子 議員

池田健一郎 議員

茂木 勲 議員

仁科 英一 議員

小井土哲雄 議員

野元 三夫 議員

以上です。

○議長（内堀恵人君） お諮りいたします。

ただいま朗読いたしました議員を、廃棄物対策特別委員会の委員に指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を、廃棄物対策特別委員会の委員に選任することに決しました。

それでは、順次、各委員会の構成について、報告願います。

総務福祉文教常任委員会より報告を求めます。

総務福祉文教常任委員会、市村千恵子議員。

（11番 市村千恵子君 登壇）

○11番（市村千恵子君） 総務福祉文教委員会の報告をいたします。

総務福祉文教委員会

委員長 古越 日里 議員

副委員長 池田健一郎 議員

を選出いたしました。

以上です。

○議長（内堀恵人君） 次に、町民建設経済常任委員会、小井土哲雄議員。

（2番 小井土哲雄君 登壇）

○2番（小井土哲雄君） 町民建設経済委員会の報告をいたします。

町民建設経済委員会

委員長 古越 弘 議員

副委員長 武井 武 議員

を選出いたしました。

以上です。

○議長（内堀恵人君） 次に、議会運営委員会、武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） それではご報告を申し上げます。

議会運営委員会

委員長 市村千恵子 議員

副委員長 柳澤 治 議員

を選出いたしました。

以上であります。

○議長（内堀恵人君） 次に廃棄物対策特別委員会、市村千恵子議員。

（11番 市村千恵子君 登壇）

○11番（市村千恵子君） 廃棄物対策特別委員会の報告をいたします。

廃棄物対策特別委員会

委員長 池田健一郎 議員

副委員長 茂木 勲 議員

を選出いたしました。

以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

――日程第35 議会において選挙すべき一部事務組合の議員の選挙――

○議長（内堀恵人君） 日程第35 議会において選挙すべき一部事務組合の議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

それでは、事務局長をして朗読いたさせます。

荻原謙一事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） それでは、報告をいたします。

佐久広域連合議員

内堀 恵人 議員

笹沢 武 議員

浅麓環境施設組合議員

笹沢 武 議員

古越 弘 議員

森泉山財産組合議員

柳澤 治 議員

仁科 英一 議員

佐久水道企業団議員

笹沢 武 議員

小井土哲雄 議員

浅麓水道企業団議員

古越 弘 議員

古越 日里 議員

東口 重信 議員

北佐久郡老人福祉施設組合議員

古越 日里 議員

池田健一郎 議員

以上です。

○議長（内堀恵人君） お諮りいたします。

ただいま朗読いたしました議員を、一部事務組合等の議員の当選人に決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員が、それぞれ一部事務組合等の委員に当選されました。

ただいま当選されました議員が、議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選された旨、告知いたします。

―――日程第35 各種委員会、評議会、審議会等の委員の選任―――

○議長（内堀恵人君） 日程第35 各種委員会、評議会、審議会等の委員の選任を行います。

各種委員会等の委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり、指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、各種委員会等の委員の選任については、お手元に配付しました名簿のと

おり決しました。

お諮りいたします。

この際、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第4とし、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第4とし、議題とすることに決しました。

――追加日程第4 議席の一部変更の件――

○議長（内堀恵人君） 追加日程第4 議席の一部変更の件を議題といたします。

変更する議席番号及び氏名を、事務局長に朗読させます。

荻原謙一事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長（荻原謙一君） それでは、報告をいたします。

先例によって、議長の議席は14番、副議長の議席は13番となっておりますので、

市村千恵子議員の議席を10番に、

柳澤 治議員の議席を11番に、

笹沢 武議員の議席を13番に、

内堀 恵人議員の議席を14番に、

それぞれ変更いたします。

○議長（内堀恵人君） お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり、議席の一部を変更することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決しました。

それでは、ただいま決定いたしました議席に、それぞれお着き願います。

(議席移動)

なお、ただいま変更になりました議席番号につきましては、次の議会までに書き直すということで、ご了承願います。

お諮りいたします。

ただいま、町長より議案2件が提出されました。

この際、議案2件を日程に追加し、追加日程第5、追加日程第6として、議題とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第95号を追加日程第5、議案第96号を追加日程第6として、議題にすることに決しました。

――追加日程第5 議案第95号 監査委員の選任について――

○議長(内堀恵人君) 追加日程第5 議案第95 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、柳澤 治議員の退場を求めます。

(柳澤 治議員 退場)

提案理由の説明を求めます。

荻原眞一総務課長。

(総務課長 荻原眞一君 登壇)

○総務課長(荻原眞一君) それでは、追加議事日程、議案書の1ページをご覧ください。

議案第95号 監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

記

住 所 御代田町大字広戸722番地

氏 名 柳澤 治

生年月日 昭和25年10月6日

平成23年9月12日提出

この選任同意を求める提案につきましては、今まで議会から選任されておりました

た、武井 武監査委員から、9月9日付けをもって監査委員の辞任願いが提出され、町長が受理いたしました。

このことに伴いまして、議会からの選出監査委員が欠員となりましたので、その後任として、前の議長であります、柳澤 治議員を、議会選出の監査委員として選任をお願いするものでございます。

任期につきましては、本日平成23年9月12日から、平成25年9月20日までとなります。よろしくご審議を賜りまして、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第95号を採決したいと思っております。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第95号 監査委員の選任については、原案どおり同意することに決しました。

（柳澤 治議員 入場）

――追加日程第6 議案第96号 平成23年度コンバイン・

石抜機等購入契約について――

○議長（内堀恵人君） 追加日程第6 議案第96号 平成23年度コンバイン・石抜機等購入契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の2ページをお願いをいたします。

議案第96号 平成23年度コンバイン・石抜機等購入契約について、ご説明を

申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成23年度コンバイン・石抜機等購入契約について、下記により請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 1. 契約の目的 | 平成23年度コンバイン・石抜機等購入 |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札による方法 |
| 3. 契約の金額 | 798万円 |
| 4. 契約の相手方 | 佐久市猿久保882番地
佐久浅間農業協同組合 |

代表理事組合長 榎澤 今朝三

この件につきましては、9月1日に入札を執行し、佐久浅間農業協同組合が落札をいたしました。

指名業者につきましては、土屋農機、佐久浅間農業協同組合、中島農機サービス、株式会社渡辺作意商店、株式会社甲信クボタの5社により、入札を行いました。

9月6日に仮契約を締結し、契約額は798万円でございます。設計額に対しまして、84.9%の落札率になっております。

履行期間につきましては、契約の日から、平成23年11月1日までとなります。

購入機械の概要につきましては、お手元に資料番号1がございましたので、ご覧をいただきたいと思っております。

町は、遊休農地の解消と抑制、レタスの根腐れ病対策としてソバの生産振興を図っており、作付面積、販売量とも順調に増加をしております。本件はこのソバの生産拡大に伴う刈り取り作業、石抜き作業の委託需用の増大に対応するため、必要機械を購入するものであります。

購入機械は、コンバイン、石抜機、粗選機、搬送アタッチメント、調整タンク、出荷計量機各1台でございます。

説明につきましては、以上でございます。

よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第96号を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第96号 平成23年度コンバイン・石抜機等購入契約については、原案どおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて閉会にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長 あいさつ――

○議長(柳澤 治君) 閉会に先立ち、町長よりあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) 9月定例議会の閉会にあたりまして、ひと言御礼を申し上げます。

議員の皆さまには、11日間にわたり慎重にご審議をいただきまして、ありがとうございました。

本議会に提案いたしましたすべての案件について、ご決定をいただきましたこと

に、心より感謝を申し上げます。

ご決定いただきました予算に基づく諸事業の執行にあたりましては、誠心誠意、職員一丸となって進めさせていただきます。

また、本議会の中で議員の皆さまからいただきました貴重なご意見やご提案、また、ご批判に真摯に耳を傾けて、今後の行政運営に努めてまいりたいと考えております。

今議会での議会改選によりまして、内堀新議長の下での新体制が発足しました。大変おめでとうございます。

御代田町にとっても佐久地域全体を見ても、大きな課題が山積している状況の下で、議会と町がお互いに知恵を絞って、力を合わせて、将来のまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

東日本大震災から半年を経過しましたが、未だに現地では厳しい状況が続いています。原発事故による放射能汚染は、更に被害の拡大が懸念されるころでもあります。

御代田町としては、今後も求められる支援活動に、引き続き積極的に取り組むとともに、国におきましては、責任ある迅速な対応を強く求めるものであります。被災地の一日も早い復興と、原発事故による被害の収束を願い、9月議会閉会のあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

――閉 会――

○議長（柳澤 治君） これにて平成23年第3回御代田町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 0時00分

上記は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するために署名する。

議 長

議 員

議 員